

いせしませんぐう旅事業における「結び手」募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和15年に予定される第63回神宮式年遷宮（以下「式年遷宮」という。）を最高の形で迎え、伊勢志摩地域経済圏の活性化を図るため、伊勢志摩地域を訪れるすべての人々を温かくお迎えするという「いせしませんぐう旅事業（以下「本事業」という。）」の理念に深く共感し、その実現に向けて協賛金のご協力や本事業の周知等、共に力を尽くしていただく事業者（以下「結び手」という。）を募集し、本事業のロゴを活用した持続可能な観光地づくりを目指すとともに、式年遷宮の認知拡大を通じて伊勢志摩地域への誘客を図ることを目的とする。

(認定の申請)

第2条 結び手になろうとする事業者（以下「申込者」という。）は、結び手申込書（様式第1号）をいせしませんぐう旅実行委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(結び手の決定等)

第3条 前条の規定による申請があったときは、伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「事務局」という。）において内容の確認を行い、必要に応じていせしませんぐう旅実行委員会及び運営支援を行う外部協力機関（コンサルティング会社等）と協議のうえ、認定の可否を決定するものとする。

2 事務局は、認定をしたときはその旨を、認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、結び手認定結果通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(認定対象)

第4条 ロゴマークの活用対象（以下「認定対象」という。）は、次の各号に掲げるものとし、認定は原則として1認定対象ごとに行うものとする。

2 商品等

- (1) 物販商品（食品、雑貨等）
- (2) サービス商品（体験プログラム、宿泊プラン、旅行商品等）
- (3) その他、事務局が適当と認めるもの

3 告知・広報媒体

- (1) 印刷物（チラシ、ポスター、パンフレット等）
- (2) デジタル媒体（ウェブサイト、SNS 広告等）
- (3) その他、事務局が適当と認めるもの

4 前項のうち、同一のデザインや使用目的で複数の媒体等に一体的に使用する場合は、事務局の判断により1認定対象として扱うことができる。

(ロゴデータ)

第5条 事務局が認定をしたときは、結び手に対し本事業ロゴデータを貸与するものとする。

(広報等)

第6条 結び手は、前条のロゴデータ活用を通じ、本事業の広報に努めるものとする。

2 事務局は、結び手の名称、所在地その他結び手に関する情報を当事業のホームページへの掲載その他の方法により広く周知を図るものとする。

(認定の有効期間)

第7条 認定品に対する認定の有効期間は、認定した日から1年を経過した日の属する年度の日(3月末日)までとする。

(協賛金等)

第8条 本事業のロゴマークを活用した商品等の認定を受けた結び手は、事業趣旨へのご理解と今後の活動の継続・発展に向けて、「協賛金」を「いせしませんぐう旅実行委員会(事務局)」に支払うものとする。

2 協賛金は、認定対象ごとに、その販売価格や提供価値に対する一定の割合(別表1参照)を目安として、申込者ご自身のご判断により定めていただくものとする。

3 結び手の認定を希望する者は、申請内容について事務局が確認した後、初回の申請時に限り、開発に着手する前に、商品数に関わらず事務手数料として一律1万円を納付するものとする。

4 認定対象が販売を伴わない無償配布物や掲出物(ポスター・チラシ等)のみ、非営利目的でのロゴ使用、本事業の普及に特に寄与すると事務局が認めた場合等には、協賛金の有無も含め、事務局において、個別の事情を考慮し、柔軟に対応するものとする。

5 お寄せいただいた協賛金は、本事業の広報や受入環境整備等、今後の地域全体の魅力向上を目的とした事業運営に充てさせていただく。

また、協賛金をお寄せいただいた事業者については、当該事業者名及び結び手商品を本事業の特設サイトに掲載するものとする。

さらに、協賛金の額が百万円以上の事業者については、本事業の公式ホームページのトップページにおいて、特に視認性の高い箇所に、当該事業者の名称及び結び手商品を掲載するものとする。

6 一度納付された協賛金は、理由の如何を問わず返金しないものとする。

(業務状況の聴取等)

第9条 委員長は、特に必要があると認めるときは、結び手に対して、認定品に係る報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(協賛金に応じたインセンティブ)

第10条 本事業にご協力いただいた協賛金の額に応じ、認定証及び楯のインセンティブを授与するものとする。

協賛金額	インセンティブ
10万円未満	認定証
10万円以上～50万円未満	認定証+木製楯(ブロンズ調プレート付)
50万円以上～100万円未満	認定証+木製楯(シルバー調プレート付)
100万円以上	認定証+木製楯(ゴールド調プレート付)

(認定の取消)

第11条 委員長は、認定品及び結び手が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
- (2) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (4) 第9条の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。
- (5) 認定品の生産、製造又は販売を廃止又は1年間以上中止したとき。
- (6) その他結び手の認定に重要な支障を来す行為があったとき。

2 委員長は、認定の取り消しを行ったときは、結び手認定取消通知書(様式第3号)を当該結び手に通知する。

(認定の更新)

第12条 認定の有効期間が満了となる場合において、認定の継続を希望しない結び手は、有効期間の満了する日の1か月前までに、辞退の意思を文書またはメールにて届け出るものとする。

2 上記の届け出がない場合は、当該認定は自動的に更新されるものとし、更新の手続きは不要とする。ただし、結び手の名称、所在地、認定対象の内容等に追加・変更があった場合は第2条に準じて必要な書類を提出しなければならない。

(認定終了後の措置)

第13条 結び手は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本事業のロゴマークの使用を中止しなければならない。

- (1) 第11条の規定により認定を取り消されたとき。
- (2) 前条の規定により認定の更新を行わなかったとき。

2 前項にかかわらず、認定終了時点において既に製造済みで在庫として保有しているロゴマーク使用商品については、認定終了日から3か月間に限り、当該在庫商品の販売を認めるものとする。

ただし、当該期間中においても、新たな追加生産は認めないものとする。

3 前項に定める期間を経過した後も、やむを得ず在庫が残存する場合には、販売の可否について、事前に事務局へ相談するものとする。

(結び手の責務)

第14条 結び手は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造又は販売等を通じて、第1条の目的に寄与すること。また、当該認定品の情報発信を積極的に行い、いせしませんぐう旅のイメージ向上に繋げるよう努めなければならない。

(認定の特例)

第15条 委員長は、第3条の規定による手続きを経ることなく、当該事業者等の同意を得たうえで、商品等の内容その他の状況を総合的に勘案し、結び手として認定することができる。

別表1 (第8条関係)

活用内容	協賛金額の目安	補足事項
商品を販売する場合	三重県内：売上金額の1%以上 三重県外：売上金額の3%以上	単価が低い場合や数量が限られる場合は、商品の特性に応じてご検討ください。
チラシ・ポスター等への掲出や、Webサイト等での掲載の場合	広告費用の3%以上	商業的な訴求効果の程度などを踏まえご検討ください。
無償配布品や地域連携型の広報物等にロゴを活用される場合	可能な範囲でのご支援をご検討ください	第8条4項に該当する場合、対象外とします。

※お振込み時の留意点

- ・「協賛金」につきましては、毎年5月末日までに下記【お振込先】までご入金をお願いいたします。
ただし、決算期日等の関係で5月中の振込が難しい場合は、決算期日の2か月後までのご入金でも差し支えございません。
- ・「協賛金」をご入金いただく際は、振込依頼人欄又はメッセージ欄に「せんぐう旅 協賛金」とご明記ください。
- ・「事務手数料」をご入金いただく際は、振込依頼人欄又はメッセージ欄に「せんぐう旅 事務手数料」とご明記ください。
- ・受領書が必要な事業者様は、下記フォームより必要事項のご入力をお願いいたします。

○入力フォーム

<https://www.iseshima-kanko.jp/form/contact/musubite-rec>



【お振込先】

銀行名：百五銀行 二見浦支店

口座番号：普通 237584

口座名義：公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構 (シヤ. 伊シマカンコウコンベンションキョウ)